

(Q16) 受精卵クローン牛由来生産物の表示はどのようになっているのですか。

- 1 受精卵クローン牛由来生産物（肉、乳等）の販売に当たっての表示については、農林水産省内に設置した検討会において検討を重ねるとともに、一般から募集した意見及び情報を踏まえた上で、
 - ①肉や乳など受精卵クローン牛由来の生産物は、食品としての安全性に問題がないこと
 - ②受精卵クローン牛由来生産物と一般の牛から生産された生産物を科学的に識別することが不可能なこと
 - ③表示を義務づけた場合は相当な労力・コストがかかることなどから、表示については任意とすることとし、平成12年3月31日付けで関係者に通知しました。
- 2 また、クローンという名称が、本来の技術と異なるイメージを抱かせやすい等の理由から、一般から公募した通称案の中から、技術の内容を正確に表した「受精卵クローン牛」並びに親しみやすい「Cビーフ」を通称として選定しました。
- 3 受精卵クローン技術は、優良な家畜を効率よく生産することにより、高品質の畜産物をより安く、安定的に供給しようとする技術です。農林水産省としても、今後とも様々な機会を踏まえて、情報の提供に努めていきたいと考えています。

(Q17) 海外におけるクローン家畜の生産および利用の状況はどうなっているのですか。

- 1 受精卵クローン牛については、アメリカ及びカナダでは一般農家においても飼養されており、これらの家畜から生産された肉や乳を一般市場に出荷することについて規制はなく、表示の義務もありません。
- 2 体細胞クローン牛についても、イギリス（羊）、アメリカ（牛）、フランス（牛）等、数カ国において作出に成功していますが、その由来生産物が市場に出荷されたことは、現在のところありません。
- 3 また、クローン技術は、遺伝子組換え技術により有用物質生産等のために作られた家畜の増殖法として利用されることもあります。